

## 川西市善意銀行

### 子育て支援（子ども食堂・学習支援）に関する助成金交付要綱

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、子ども食堂（子ども食堂開設を目的としたフードパントリーを含む）の開設または運営、学習支援の開設または運営をしようとする団体に対し、必要な経費の一部を川西市善意銀行より助成することについて定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### （目的）

第2条 子ども食堂や学習支援に要する経費を助成することにより、子どもたちが安心して利用できる地域の居場所づくりならびに子どもたちの健やかな成長を支えることを目的とする。

#### （定義）

第3条 この要綱において「子ども食堂（フードパントリー）」とは、概ね月に1回以上定期的に開催し、地域における居場所づくりや子育て支援を目的に、無償または実費程度の額で食事（食品）を提供するものをいう。（春休み・夏休み・冬休み等の長期休暇に集中して開催する場合は概ね週に1回以上定期的に開催。）

2. この要綱において「学習支援」とは、概ね月に1回以上定期的に開催し、地域における居場所づくりや子育て支援を目的に、無償または実費程度の額で学習する場を提供するものをいう。（春休み・夏休み・冬休み等の長期休暇に集中して開催する場合は概ね週に1回以上定期的に開催。）

#### （実施団体）

第4条 実施団体は、次に掲げる要件すべてを満たす団体とする。

- （1）組織および運営に関する会則や規約または営業許可等があり、団体の構成等が把握できること
- （2）事業を継続して実施できる体制が整っていること
- （3）公序良俗に反する活動を行わないこと
- （4）活動実績が1年以上あるか、または1年以上の継続性が見込まれること（春休み・夏休み・冬休み等の長期休暇に集中して開催する場合も同様。）

#### （対象事業）

第5条 対象事業は、次に掲げる要件をすべて満たす事業とする。

- （1）子どもの居場所づくりを目的とし、次のいずれかの事業を川西市内で実施すること
  - ・子ども食堂（子ども食堂開設を目的としたフードパントリー含む。）
  - ・学習支援
- （2）開催時は、常時現場に責任者を配置すること
- （3）安全性や衛生管理に十分注意し、保険に加入するなど子どもや従事者の安全確保に努めること
- （4）営利を目的とする活動を行わないこと
- （5）政治的または宗教的な活動を目的とし当該活動を行わないこと

(助成金額)

第6条 助成の基準となる額は、当該年度予算の範囲内において次に掲げる額とする。

- (1) 子ども食堂 開設支援・・・上限10万円
- (2) 子ども食堂 運営支援・・・上限12万円
- (3) 学習支援 開設支援・・・上限2万円
- (4) 学習支援 運営支援・・・上限6万円

(対象経費)

第7条 対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 開設経費とは、事業を開始するために必要な備品や消耗品の購入、修繕費、その他善意銀行理事長（以下「理事長」という。）が必要と認めた経費をいう。（人件費は除く）
- (2) 運営経費とは、事業の運営に必要な食材費、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、保険料、賃借料、その他理事長が必要と認めた経費をいう。（人件費は除く）

(交付の申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を理事長へ提出しなければならない。

- (1) 川西市善意銀行における子育て支援（子ども食堂・学習支援）助成金申請書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 助成金交付請求書（様式第3号）
- (4) 団体の会則、規約または営業許可証の写し等の資料
- (5) その他、理事長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 理事長は前条の規定による申請があれば、その内容を審査し、交付金の交付を決定したときは、速やかに通知するものとする。

(実施報告)

第10条 年度末もしくは事業終了後、次に掲げる書類を理事長へ提出しなければならない。また、助成金が残った場合は精算し、川西市善意銀行へ返還するものとする。

- (1) 事業報告書（様式第4号）
- (2) 収支決算書（様式第5号）
- (3) その他、理事長が必要と認める書類

(市の助成金)

第11条 この助成金は、「川西市における子どもの居場所への支援活動に関する補助金」を「子どもの居場所への支援活動に関する助成金」として共に払出を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

付則

この要綱は、令和3年1月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付則

この要綱の変更は、令和4年4月1日から施行する。

付則

この要綱の変更は、令和5年6月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。